

タイ税関「トランジット手数料」適用のお知らせ

TG-JPN / 28-20
2020 / 12/8

お客様各位

平素よりタイ国際航空にご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびタイ国政府税関からの通達により、TACT Rules 7.3.(3.5.5)タイを経由する貨物に対するトランジット手数料を下記の通り適用することになりましたのでご案内申し上げます。

記

1. 適用開始日 : 2021年 1月 1日以降発行の航空運送状(AWB)より
2. 適用対象 : タイを経由する全ての貨物
※タイ国内線は対象外(不要)
3. 適用内容 : Customs transit fee (TACT Rules 7.3.(3.5.5))
4. 適用料金 : 航空運送状(AWB)1件につき **JPY700**(THB200)
5. 略称コード : TR
6. 記載箇所 : 『Other Charges』
7. 支払方法 : 『Total other charge Due Carrier』欄に元払い(PP)として
※運賃Charge Collectの場合も当該手数料は元払い(PP)のみ
8. その他 : 当該手数料が無い場合、税関のトランジット許可に時間を要し
ご予約通りの便に搭載できない場合がございます。予めご了承
下さい。

以上

ご不明な点につきましては、弊社貨物部までお問合せ下さい。

タイ国際航空 日本地区 貨物部

東京 TEL 03(3593)0520 名古屋 TEL0569(38)1022 大阪(福岡) TEL06(6202)5451

<http://www.tgcargo-japan.com/>